

第2章 実行計画推進の基本方針

1 実行計画の推進体制

(1) 全県的な推進体制

本県では、県民の健康づくりに関係する団体等と連携し、効果的な健康づくり施策を推進するため、「新潟県健康づくり推進対策懇談会」のほか、地域保健と職域保健の全県的な連携体制を構築する「新潟県地域・職域連携推進協議会」を設置しています。

また、たばこ、食育、運動、がん、歯科保健、こころ等の分野ごとに協議会等を設置しています。

これらの懇談会や協議会等を中心として、国、市町村、健康づくり関係団体等と連携・協働した推進体制を構築し、健康づくりを推進します。

(2) 地域における推進体制

地域における健康づくりは、県地域機関、市町村、健康づくり関係団体等が連携・協働し、地域特性に応じた健康づくり施策を推進していくことが重要です。

県地域機関では、行政や健康づくり関係団体で構成する「健康づくり連絡調整会議」や「地域・職域連携推進協議会」等を活用し、地域の実情に応じた健康づくり活動を推進するための体制づくりを進めます。

また、市町村においても、健康増進計画を策定し、「健康づくり推進協議会」を設置するなどして、地域特性に応じた健康づくり施策を実施しており、県では、市町村を中心とした地域の健康づくり施策を支援します。

(3) 健康づくり県民運動の推進

健康づくりの主体は県民一人一人です。しかし、生涯にわたり継続して健康づくりに取り組むことは容易なことではありません。

そのため、生活習慣の改善及び行動変容に向けた個人の努力を県全体として支援していくことが必要です。

本県では、国、市町村、県民、学校、職域、医療保険者、健康づくり関係団体、産業界等が一体となって健康づくりを推進していく県民運動に取り組みます。

2 県民の健康づくりを支援するための役割分担及び連携方策

(1) 県民の役割

「自分らしい、満足度の高い人生」の実現に向け、心身ともに健やかな生活習慣を送ることの重要性について理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態に関心を持つとともに、健康の増進に取り組むことが期待されます。

《主な内容》

- 「自分らしい、満足度の高い人生」の実現に向けた健康づくり活動
- 適切な情報収集に基づいた自らの健康観の確立
- 家族、隣人、友人等の健康づくりへの理解と支援
- 家庭における良好な生活習慣の確立
- 地域活動やボランティア活動、PTA活動等を通じた健康づくりに関する取組への参加

(2) 市町村の役割

住民に身近な行政機関として、住民参加の促進、地区組織の育成・活性化、環境整備など、地域の特性に応じた特色ある健康づくり事業を展開し、地域住民の健康づくりを推進していくことが期待されます。

なお、その際には保健・福祉部門と国民健康保険部門とが相互に連携し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせ、両面から健康づくりを推進することが重要です。

また、母子保健施策や介護予防関連施策等との関連を視野に入れた事業を展開する必要があります。

《主な内容》

- 住民一人一人の健康づくりに対する支援
- 住民に対する普及啓発
- 地区組織や健康づくりボランティア等の養成・育成
- 県、学校、職域及び健康づくり関係団体等との連携・協働
- 健康増進計画の策定及び地域特性を生かした健康づくりの実施
- 健康増進法に基づく健康増進事業の実施

(3) 学校等の役割

子どもの頃から健やかな生活習慣を身に付けることは、生涯にわたり健康で豊かな人間性を育む基礎となることから重要です。望ましい生活習慣や生活リズムを身に付け、将来の生活習慣病の予防に繋がる健康教育の取組を学校や保育所等が家庭や地域と連携しながら進めていくことが期待されます。

《主な内容》

- 教科や給食等を通じた健康観の確立や望ましい生活習慣の実現に向けた取組
- 家庭、専門家、地域社会及び市町村の関係者との連携による活動

(4) 職域の役割

労働者の心身の健康を守るため、労働安全衛生法に基づく定期健診、保健指導、メンタルヘルス対策、労働環境の整備、効果的な分煙対策等に積極的に取り組むことが期待されます。

平成 20 年度から医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられたことや、労働者も地域住民でもあることから、地域・職域連携推進協議会等を活用して、地域や医療保険者と連携しながら実施することが必要です。

《主な内容》

- 労働安全衛生を遵守するための組織体制の整備
- 定期健診、保健指導やメンタルヘルス対策などを通じた職員の健康管理の充実
- 安全衛生に配慮した快適な職場環境の整備、禁煙・分煙対策等の積極的な取組
- ワーク・ライフ・バランスの推進

(5) 医療保険者の役割

平成 20 年度から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群等を減少させることを目的に、被保険者（40 歳～74 歳以下）に対する特定健診、特定保健指導の実施が義務づけられました。

また、メタボリックシンドロームの該当者・予備群は 40 歳代から増加するため、40 歳未満者の生活習慣病の予防を行うことが重要です。

実施に当たっては保険者協議会、地域・職域連携推進協議会等の活用、事業者との連携を考慮し、円滑に進めていくことが期待されます。

《主な内容》

- 40 歳未満の被保険者も含めた健康づくりに対する取組
- 被保険者に対する特定健診・特定保健指導の実施
- 行政、各種協議会、事業所等との連携・協働

(6) 専門職及び健康づくり関係団体の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科保健協会、健康運動指導士会等の健康関連の専門団体は、保健・医療・福祉の各分野において、それぞれの専門的立場から、県民や家庭・地域・学校・職域の健康づくりのための活動に積極的に参画し、健康づくりに関する県民運動へ参加することが期待されます。

《主な内容》

- それぞれの専門分野の最新情報の収集と情報発信
- 行政及び他分野との連携・協働

(7) 地区組織・ボランティア団体の役割

地域住民の生活に密着した活動を行っている食生活改善推進委員協議会等の地区組織やボランティア団体は、日ごろから多くの住民と密接に関わっているため、住民の生活に即したきめ細かな活動を通じた健康づくり支援活動を行うことが期待されます。

《主な内容》

- 家族、隣人、友人等の健康づくりへの理解と支援
- 地域住民や健康づくり関係団体との協働
- 行政、健康づくり関係団体が行う取組、事業等への参画

(8) 産業界の役割

食生活の改善、運動習慣の定着等を広く県民の間に普及・定着させるためには、スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、飲食店等の食品関連業界や、フィットネス業界、健康関連機器業界など県民生活に直結した産業界の幅広い取組が重要です。

また、県、市町村や関係団体等が実施する健康づくり施策等に対する連携・協働した活動が期待されます。

《主な内容》

- 健康づくりに関するサービス及び適切な情報の提供
- 健康づくりに関する自主的な取組の推進
- 行政、健康づくり関係団体が行う取組への協力及び連携・協働した活動の展開

(9) マスメディアの役割

県民の行動変容に大きな影響を与えることから、県民の健康づくりを支援するため、科学的根拠に基づく適切な情報を分かりやすく伝達するとともに、健康づくりの気運を醸成する役割が期待されます。

《主な内容》

- 健康づくりに関する適切で分かりやすい情報伝達
- 行政、健康づくり関係団体と連携・協働した取組

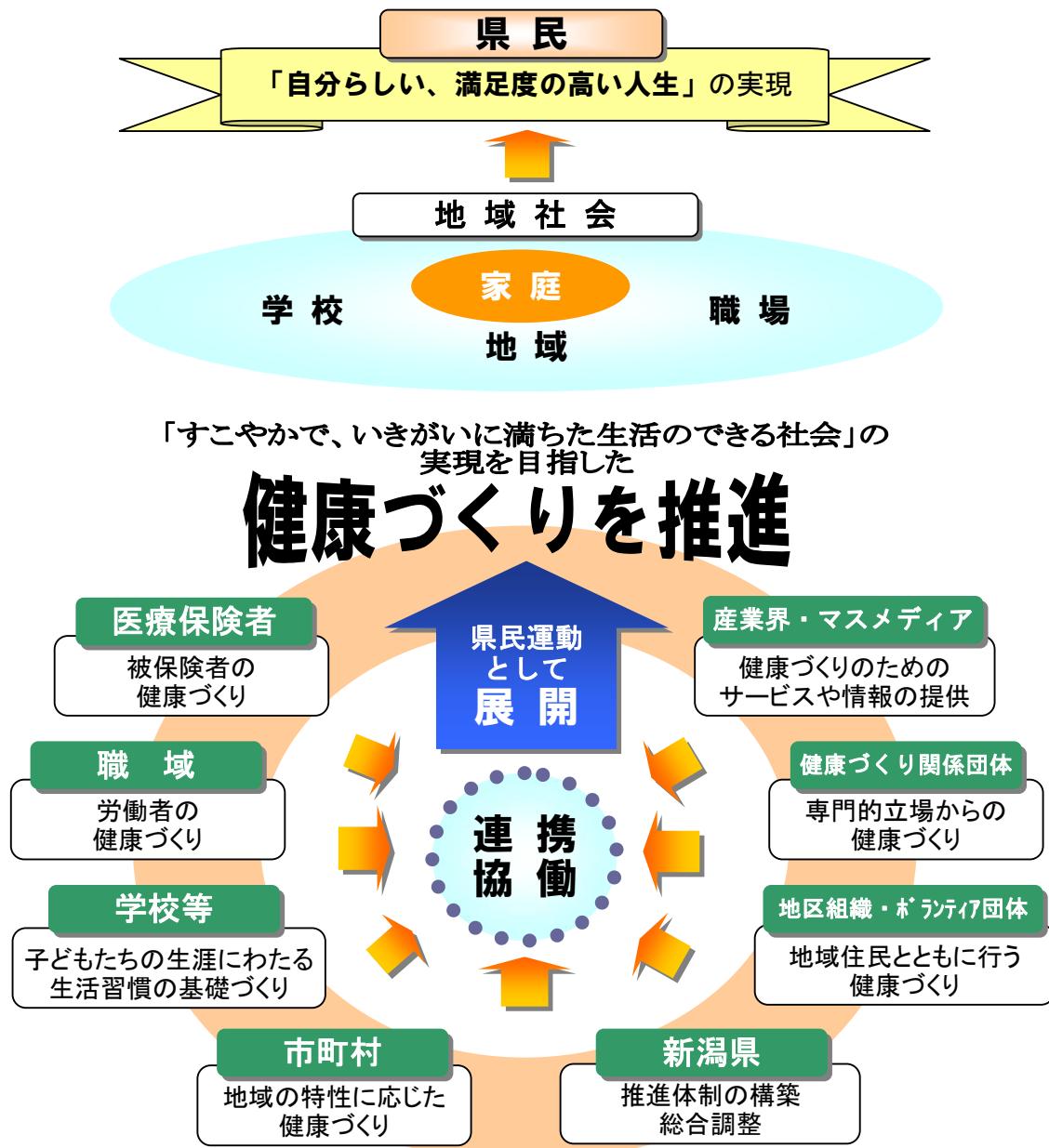
(10) 県の役割

実行計画を推進し、重点目標を中心とした目標を達成するため、市町村や健康づくり関係団体等と連携・協働しながら、健康づくり施策を総合的かつ効果的に推進します。

《主な内容》

- 全県及び地域単位の連携体制の構築・調整
- 市町村を中心とした地域の取組への支援
 - ・市町村が健康増進法に基づいて実施する健康増進事業
 - ・健康増進計画等の策定 等
- 健康づくりに関する科学的根拠に基づいた適切な情報提供
- 健康づくりに取り組みやすい環境整備
- 健康づくり指導者等の人材育成
- 県民健康・栄養実態調査などによる県民の健康状態の把握・分析
- 「新潟県元気大使」の活用など、県民に分かりやすい普及啓発活動の展開

〔実行計画の推進体制図〕



3 実行計画の進行管理と評価

(1) 進行管理

設定した目標（指標、取組、連携方策）の進捗状況について、毎年度、計画全体及び分野別に協議会等を開催して検証を行い、施策に反映します。

区分	協議する場	協議する内容等
計画全体の進行管理	新潟県健康づくり推進対策懇談会	<ul style="list-style-type: none">● 分野別に設置されている各種協議会等から進捗状況の報告を受け、計画全体について必要な提言を行います。
分野別の進行管理	分野別に設置されている各種協議会等	<ul style="list-style-type: none">● 目標値の達成状況や取組状況等を検証します。● 課題となっている事項や重点的に取り組むべき事項等について、必要に応じて改善点を提言します。

(2) 評価

○ 中間評価

県民健康・栄養実態調査結果等を考慮して、必要に応じ見直しを行います。

また、数値目標を設定していない指標については、現状値を把握した段階等で目標設定を検討します。

○ 最終評価

実行計画の最終年度である平成24年度には、目標の達成度を検証・評価し、次期健康づくり運動に反映します。

〔健康にいがた21実行計画評価・進行管理の体制〕

